| | | | |
|---|---|---|---|
| ロ　第十一条第一項第四号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 | 施設管理の実施の都度 | 施設管理を実施した再処理施設の解体又は廃棄をした後五年が経過するまでの期間 | |
| ハ　第十一条第一項第五号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名 | 評価の都度 | 評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間 | |
| 二　放射線管理記録 | | | |
| イ　再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の四の二第十号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（同項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及び特定廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をいう。第十九条の五及び第十九条の十五において同じ。）をガラスにより容器に固型化した物（第十九条の十五において「ガラス固化体」という。）を廃止措置対象施設から搬出した場合を除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 | 毎日操作中一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合にあつては、第十九条の四の二第十号の性能維持施設に該当する部分が存在するときは、毎日一回とし、同号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときは、毎週一回とする。 | ［略］ | ［略］ |
| ［ロ～ヲ　略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 三　操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の四の二第十号の性能維持施設が存在しない再処理施設に係るものを除く。） | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［イ～ホ　略］ | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ロ　施設定期検査の結果 | 検査の都度 | 同一事項に関する次の検査のときまでの期間 | |
| ハ　第十二条の規定による検査の結果 | 検査の都度 | 検査終了後五年が経過するまでの期間 | |
| 二　［同上］ | | | |
| イ　再処理設備（法第五十条の五第二項の認可を受けた場合であつて、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときを除く。）、核燃料物質の貯蔵施設（法第五十条の五第二項の認可を受け、全ての核燃料物質及び使用済燃料を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）、放射性廃棄物の廃棄施設（同項の認可を受け、全ての使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体及び特定廃液（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体（その放射能が三・七テラベクレル以上のものに限る。）をいう。第十二条の四、第十七条、第十九条の五及び第十九条の十五において同じ。）をガラスにより容器に固型化した物（以下この条及び第十九条の十五において「ガラス固化体」という。）を廃止措置対象施設から搬出したときを除く。）等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率 | 毎日操作中一回。ただし、法第五十条の五第二項の認可を受けた場合にあつては、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設に該当する部分が存在するときは、毎日一回とし、同号の性能維持施設に該当する部分が存在しないときは、毎週一回とする。 | ［同上］ | ［同上］ |
| ［ロ～ヲ　同上］ | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| 三　操作記録（法第五十条の五第二項の認可を受け、第十九条の五第一項第五号の性能維持施設が存在しない場合を除く。） | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| ［イ～ホ　同上］ | | | |